

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（363））

2. 日時：平成29年9月21日 10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、岸野安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、森技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

北海道電力株式会社：原子力安全推進グループ 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、9月19日及び9月20日のヒアリングにおける提出資料、9月5日の審査会合提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<既設設備に対する耐震補強について>

- 「既設設備の耐震補強一覧」に耐震補強することの目的を追加すること。
- 既設設備の耐震補強に関し、設計方針への記載の要否について検討すること。

<貯留堰の構造及び仕様について>

- 貯留堰取付護岸の構成部位について、耐津波設計上要求される機能（津波防護、止水等）を踏まえ施設区分を再度検討すること。
- 鋼管矢板継手の根入れ長の設定において、「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル（改訂版）」を適用することの理由を整理して提示すること。
- 鋼管矢板継手部の漏水量の算出において、周辺地盤を砂層と想定して評価することの理由を整理して提示すること。
- 止水ゴムジョイントの日常点検や交換手順等を含む、貯留堰全体に係る維持管理の考え方を提示すること。また、「止水ゴムジョイントの根入れ長の設定」の断面図をより詳細に示すこと。
- 鋼管矢板に変位が生じた際の止水ゴムジョイントの追従性及び健全性について、地中

根入れ部における付着力を踏まえ示すこと。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

(3) 日本原子力発電から、9月26日の審査会合で説明を予定していた基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針に関して、資料の準備不足のため説明を延期したい旨の発言があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐震設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応